

産業競争力強化法をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十二月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九十八号

産業競争力強化法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 産業競争力の強化に関する実行計画(第六条・第七条)

第三章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進(第八条—第十五条)

第四章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進(第十六条—第二十二条)

第二節 事業再編の円滑化(第二十三条—第五十条)

第三節 事業再生の円滑化(第五十一条—第六十条)

第四節 設備導入促進法人(第六十一条—第七十四条)

第五節 事業活動における知的財産権の活用(第七十五条)

第五章 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則(第七十六条—第八十一条)

第二節 設立(第八十二条—第八十七条)

第三節 管理(第八十八条—第九十六条)

第四節 業務(第九十七条—第一百一条)

第五節 国の援助等(第一百二条)

第六節 財務及び会計(第一百三—第一百六条)

第七節 監督(第一百七—第一百九条)

第八節 解散等(第一百十—第一百十一条)

第六章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援(第一百十二—第一百十九条)

第二節 中小企業承継事業再生の円滑化(第一百二十—第一百二十五条)

第三節 中小企業再生支援体制の整備(第一百二十六—第一百三十三条)

第七章 雑則(第一百三十四—第一百四十三条)

第八章 罰則(第一百四十四—第一百五十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「産業競争力」とは、産業活動において、高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を實現する能力をいう。

2 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)により規定された規制についての政令等で規定する政令等の特例に関する措置であつて、第十一条第二項に規定する認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動について適用されるものをいう。

3 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動であつて、産業競争力の強化に資するものとして主務省令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業活動における新陳代謝」とは、産業活動において、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の生産性の向上又は需要の拡大のための事業活動が行われることをいう。

5 この法律において「新事業開拓事業者」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者(新たに設立される法人を含む。第八項において同じ。)であつて、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるものをいう。

6 この法律において「特定新事業開拓投資事業」とは、投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。)が行う新事業開拓事業者に対する投資事業(主として事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。)であつて、当該新事業開拓事業者に対する積極的な経営又は技術の指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

7 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第一条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十二條において同じ。)における技術に関する研究成果を、当該国立大学法人等と連携しつづ、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

8 この法律において「関係事業者」とは、事業者であつて、他の事業者がその経営を実質的に支配していること認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。

9 この法律において「外国関係法人」とは、外国法人(新たに設立されるものを含む。)であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。

10 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備その他の事業活動に活用される資源をいう。

11 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更(当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。)を行うものであること。

イ 合併

ロ 会社の分割

ハ 株式交換